

One Asia Lawyers Group

弁護士法人One Asia (日本メンバーファーム)

日本・アジアをつなぐワンストップの
法律のプラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～

日本とアジアをつなぐワンストップの 法律プラットフォームを創造

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア、オセアニア等に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Groupは、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、ワンストップでシームレスに提供するために設立された日本で最初のASEAN、南アジアおよびオセアニア法務特化型の法律事務所グループであり、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaとなります。

One Asia Lawyers Groupのメンバーファーム所属の弁護士・スタッフは、アジア各国での業務経験を積み、アジアおよびオセアニアの法律実務に精通した専門家で構成されています。アジア各国およびオセアニアに独立したオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからアジア各国およびオセアニアの法律を一括して、グループ全体でシームレスに提供できる体制を整えることに注力しております。

臨機応変に対応できる 体制の構築

1.ASEAN、南アジア諸国、 オセアニアに拠点

One Asia Lawyers Groupは、日本(東京・大阪・福岡・京都)、ASEAN諸国のみならず、南アジア(インド・バングラデシュ

・スリランカ・ネパール・パキスタン等)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)等にオフィス・メンバーファームを有し、クライアントがそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要性を排除し、1つの窓口で各国の専門家からのアドバイスを受けることが可能です。

2.クオリティ・スピード・フィーへのこだわり

クライアントの各国での成長を支援するため、クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にこだわったサービスを提供いたします。例えば、国籍、性別、年齢、経験の異なったチームメンバーを組み合わせることによりクオリティを、普段から研鑽を積み、圧倒的な知識の集約、研鑽により業務の効率化を図ることによりスピードを、最も適切な解決策を追求することによりコスト削減を図っております。

3.現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働する 体制を構築

One Asia Lawyers Groupにおいては、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えてい

ることはもちろん、アジア各国のオフィス・メンバーファームにできるだけ日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語で各国からサービスを提供できる体制を整えております。

アジア現地の日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商習慣、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。

4.人材育成・教育

(1)大学・教育機関との連携

One Asia Lawyers Groupは、常に次世代の育成・教育にも力を注いでいます。具体的には、アジア各国のメンバーが講師となり、2022年7月・8月には、一橋大学大学院にて「アジアビジネス法(紛争解決)」をテーマに、神戸大学にて「アジア比較法務」等をテーマに、2022年11月には関西学院大学大学院司法研究科にて「国際関係で活躍する法曹」をテーマに、オンラインにて講義を行いました。

(2) OAL グローバルビジネスロー研究センター

2022年4月より、One Asia Lawyers Groupにおいては、OAL グローバルビジネスロー研究センターを設立し、アジア各国のビジネスローの研究に努めています。

本研究センターでは、法律学における最新の理論的成果を実務へと反映するために、One Asia Lawyers Groupにおける研究活動を活性化し、他の研究機関との共同研究や情報交換を通じて、理論と実務との双方向的な共同関係を促進することを目的としています。

本研究センターでの活動、それに付随する業務を行うことにより、グローバルビジネス法務における最新の知見およびそこで求められる最新のス



One Asia Lawyers Group オーストラリアメンバーファームLegal Visionのメンバー

キルについて学生に教育機会を提供することを通じて、現代社会の要請に対応できる健全で強靱な法律家養成の一助となっています。

幅広い分野にてリーガルサービスを提供

One Asia Lawyers Groupにおいては、M&A、会社法関連、紛争解決、コンプライアンス対応・不正調査、不動産、ファイナンス、労働法、知的財産、フィンテック・ICO支援、ベンチャー企業支援など、日本およびASEAN、南アジア諸国、オセアニアをまたぐクロスボーダー案件を得意としております。

それに加え、ポストコロナに向けて、当グループでは新たな取り組みを始めております。

(1) 京都オフィスの開所

東京、大阪、福岡に加え2022年10月に日本メンバーファームである弁護士法人One Asiaが京都にオフィスを開所いたしました。奇しくもコロナウイルスの蔓延と共に世界の事業はオンライン化が加速し、テレワーク等に必須となるパソコンやタブレット端末などの出荷が急増したこともあり、半導体市場は活況となっております。半導体関連企業を取り巻く環境は、サプライチェーンの強化やIoTの活用、また国際的な事業活動の展開などにより複雑化します。京都オフィスは、関西圏のこれらの業種の企業を取り巻く環境を法的にサポートして参ります。

(2) 新しいプラクティスグループの発足

(a) アジアSDGs/ESGグループ

昨今、世界ではこれまで重要視されずビジネスにとっては障壁とされていた環境や人権などが重



One Asia Lawyers Group(日本メンバーファーム弁護士法人One Asia)の京都オフィスのオープニングセレモニー(2022年10月)

要性を増し、無視できない事項となってきております。日本においても、日本政府から2020年10月に『ビジネスと人権』に関する行動計画が発表されており、日本企業に対して、世界の潮流に沿った形でSDGsや人権デュー・デリジェンスの実施に向けた要請が示されています。One Asia



One Asia Lawyers Group全体での京都・滋賀社員旅行(2022年10月)

Lawyers Groupでは、急速に進むSDGs/ESGへの関心と世界における法規制の整備などに合わせ、日本企業が各国で事業を行う場合に必要な法的サポートをご提供できるような体制を整えております。

(b) Web 3 プラクティスグループ

特にポストコロナにおいて、インターネットの世界では大きな転換期を迎えております。One Asia Lawyers Groupでは、「ブロックチェーンを用いたコンテンツやサービスの総称」とも言われるWeb 3の発展に着目し、Web 3プラクティスグループを立ち上げました。現時点では、日本では法整備が遅れておりますが、この分野の発展は早く、シンガポールやドバイなどで事業を立ち上げる例が多く見られます。暗号資産やDeFi、NFTなどWeb 3だけでなく、メタバースなど新たな社会構造も作り出されております。One Asia Lawyers Groupでは、日本企業の国内外での本分野に関する新規事業の立ち上げなどへのサポート体制を整備して参ります。

(3) 『Q&A アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務』出版

世界では今、個人情報保護に対する配慮が高まっており、既存の法律が時代に即して改正されております。One Asia Lawyers Groupでは、この関心の高まりに合わせて『Q&A アジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務』を執筆し、2022年秋に出版しました。

本書では、アジア地域20か国・オセアニア地域2か国の個人情報保護法制を整理しており、各国との比較等がこの1冊で可能となっております。

(4) 有料ニュースレター配信「OAL360」の始動

One Asia Lawyers Groupでは2023年4月頃より有料ニュースレター「OAL360」の配信を予定し

ております。本ニュースレターは、会員制情報サイトとなっております。グローバル企業のために①各アジア地域における官報、公告などを網羅的に確認し、当月公表された法令等をリストアップした上で、②現地勤務経験を有する弁護士・専門家が、日本企業・グローバル企業にとって影響がある法令をピックアップし、簡易な解説、概説を加えた上で、③日本企業の担当者にメールなどで連絡をしたり、プラットフォーム上でその内容の確認をしたりできる体制を構築しております。さらに内容の詳細、お客様それぞれの案件に応じた対応方針などは、お問い合わせいただいた上で対応することも可能です。

(5) 内部通報窓口制度設置

One Asia Lawyers Groupでは、ASEAN、南アジア、オセアニア全域一括(もしくは法域選択)顧問契約や、ASEAN、南アジア、オセアニア全域一括(もしくは法域選択)内部通報・危機対応窓口の設置などの対応を進めて参りました。

内部通報窓口(Global Whistle Blowing System)設置のサービスにおいては、数々の企業からお問い合わせを受けております(<https://wb.oneasia.legal/>)。内部通報窓口を設置することにより、各企業が各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、アジア各国における従業員からの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となり、非常に重要な制度となっております。

情報提供および受賞歴

1. ニュースレターの配信

One Asia Lawyers Groupでは、日本、ASEAN、

南アジア、オセアニア等に関する新法およびクライアントに有益な最新情報をニュースレターにて定期的に配信しております。

2. 受賞歴

One Asia Lawyers Groupは、Asian Legal Business 2022年11月号の「FAST30 / ASIA'S FASTEST GROWING FIRMS 2022」において、Fast Growing Firmに選出されました。同賞は、2022年にアジアの法律事務所の中で「最も成長した法律事務所 Top 30」に授与されるものです。

また、One Asia Lawyers Group シンガポールオフィス Focus Law Asia LLCは、シンガポールのもっとも著名なメディアであるStraits TimesのSINGAPORE'S BEST LAW FIRMS FOR 2023に選出され、高い評価を受けております。特に、仲裁・調停・紛争解決、海事分野においては、最高ランクのスター5法律事務所に出選され、大きな成果を上げております。

ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の発展に向けて

One Asia Lawyers Groupの究極的な目標は、日本、ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の発展に貢献することです。そのため、One Asia Lawyers Groupのメンバーは積極的にCSR活動を行って参ります。

1. 日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得の支援活動

アジアの多くの法域においては、コモン・ロー(判例法)の法域が多く、コモン・ローの理解が必須となっております。この点、イギリスの法律を大胆に取り入れ、アジアのスタンダードの法律になりつつあるシンガポール法を理解することは、今後の日本の法曹にとって重要です。One Asia Lawyers Groupでは、日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得のための支援活動を行っております。

2. ASEAN、南アジアにおける社会貢献活動

One Asia Lawyers Groupでは、アジアにおける社会貢献活動に力を入れており、積極的に募金

活動、ボランティア活動を行います。

先述のとおり、One Asia Lawyers Groupの弁護士らはときに神戸大学、一橋大学などの講師を務めるなど、教育活動にも力を注いでいます。

その他、ASEAN、南アジア、オセアニアの法治国家に向けた活動に対して、積極的に支援を行ってまいります。例えば、カンボジアでは、民法・民事訴訟法が日本の支援により起草され、施行されていますが、ときには公共機関と連携し、民間レベルの法整備支援に協力して参ります。



One Asia Lawyers Group/
 弁護士法人 One Asia (日本メンバーファーム)
 弁護士数:31名(2022年11月末現在)
 代表弁護士:土取義朗(第二東京弁護士会)
 〒100-6031
 東京都千代田区霞が関3-2-5
 霞が関ビルディング 31階
 TEL:03-6550-9000
 URL:<https://oneasia.legal/>
 Mail:info@oneasia.legal

ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの経済発展・人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアに展開する日本企業が増加しています。One Asia Lawyers Groupは、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、シームレスにワンストップで提供するために設立された、独立した法律事務所のグループです。One Asia Lawyers Groupのメンバーファーム所属の弁護士・スタッフはASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの業務経験を積み、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律実務に精通した専門家で構成されており、これら各地域に根差したプラクティカルでシームレスなリーガルサービスを提供しています。ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアにオフィス・メンバーファームを構築することにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。2022年10月には日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaが日本4拠点目となる京都オフィスを開設し、国外だけでなく国内の日本企業のサポートの充実も図っています。

お問い合わせ先
 TEL:03-6550-9000
 Mail:info@oneasia.legal